

事業所機能新設・移転促進補助金交付要領

（目的）

第1条 事業所機能新設・移転促進補助金（以下「補助金」という。）は、県内の人口減少及び若者の県外流出という喫緊の課題に対し、若者や女性に選ばれる魅力ある仕事を県内に呼び込み、地域活性化と雇用創出を図ることを目的とする。

（通則）

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号、以下「補助金交付規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要領における用語の意義は、以下に定めるところによる。

「本社機能を有する事業所等」とは、地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第8条第1項で定める特定業務施設を指す。

「県南部地域」とは、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町及び紀宝町をいう。

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、認定申請を行う年度の4月1日から3月31日までに県内へ新たに本社機能を有する事業所等を設置し、申請日以降に操業を開始する企業とする。

（補助事業認定期間）

第5条 操業開始月から60カ月までとする。

（補助事業認定申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる書類を添え、認定申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- （1）法人に係る定款、登記事項証明書及び役員一覧表
- （2）最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
- （3）三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納が無いこと）
- （4）その他必要とする書類

（事業計画の認定）

第7条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請書の審査及び必要に応じてプレゼンテーション等による聞き取りを行い、事業計画の認定を申請者に通知するものとする。

（補助対象経費）

第 8 条 補助対象経費は、所得税法第 28 条第 2 項に規定する給与等の収入金額とする。

（補助事業の認定変更等の承認）

第 9 条 補助認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ以下の書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）企業の名称を変更しようとするとき。（様式第 2 号）
- （2）補助事業を中止または廃止しようとするとき。（様式第 3 号）
- （3）操業開始日が 1 カ月を超えて遅れるとき。（様式第 4 号）

2 知事は、前項の変更等の申請があったときは必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認、及び変更認定または認定の取消をすることができる。

（事業計画の認定取消）

第 10 条 補助認定事業者が認定年度の 3 月 31 日までに、三重県内での操業が開始できない場合は、当該事業計画の認定を取り消すものとする。

（地位の継承）

第 11 条 合併、分割その他の事由により補助認定事業者から補助事業の全部を承継した事業者は、その補助事業者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により補助認定事業者の地位を承継した事業者は、30 日以内に地位承継届出書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

（操業開始届）

第 12 条 補助認定事業者は、当該事業の操業を開始したときは、操業開始の日から 15 日以内に操業開始届（様式第 6 号）を知事に届け出なければならない。ただし、認定申請日以前に操業を開始する場合は、第 6 条により提出を受けた申請書に記載の日を操業開始日とし、操業開始届の届け出は不要とする。

（補助額）

第 13 条 補助額は補助対象経費の 3 分の 1 以内（県南部地域への立地の場合は 2 分の 1 以内）とし、千円未満は切り捨てるものとする。なお、その額が 600 万円を超える場合は 600 万円とし、従業員及び役員 1 人あたりの補助上限額は 200 万円とする。ただし、認定初年度及び認定最終年度においては、月割により補助限度額を設定する。

（補助対象期間）

第 14 条 補助対象期間は、第 5 条に規定する補助事業認定期間とし、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した補助対象経費に対して、年ごとに補助金を交付するものとする。ただし、認定初年度及び認定最終年度においては、月数ごととする。

（交付申請及び実績報告）

第 15 条 申請者は補助対象経費が発生した場合、翌年の 2 月 15 日までに補助事業交付申請・実績報告書（様式第 7 号）（以下、「報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 16 条 知事は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付し、申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

3 知事は、第 1 項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(申請の取下げ)

第 17 条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第 18 条 補助事業者は、第 16 条の規定により通知された補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助金請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を支払うよう努めるものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、申請者が操業開始後 5 年以内に、三重県内での事業を中止又は廃止した場合には、規則第 17 条の規定により補助金の返還を命じることができる。

(成果の公表)

第 20 条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、その成果に関する検証を行い、補助事業者へ成果を公表させることができる。

(証拠書類の保存)

第 21 条 交付決定企業は、補助金にかかる帳簿その他の証拠書類を、当該補助金の支払い完了後 10 年間保存しなければならない。

(その他)

第 22 条 規則およびこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。